

○石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成十四年十二月二十七日)

(経済産業省告示第四百三十五号)

改正	平成一六年	一月二二日	経済産業省告示第	八号
	同	一八年	三月二九日同	第 五八号
	同	二五年	一二月二七日同	第二六九号
	同	二九年	三月二八日同	第 五四号
	同	三一年	三月二九日同	第 六八号
	令和	元年	七月 一日同	第 四六号
	同	三年	四月一九日同	第 九八号
	同	五年	三月二八日同	第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十八条第一項及び第二十条の規定に基づき、石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・改称)

1 判断の基準等

1-1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第15号に掲げる石油温水機器（以下「石油温水機器」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する石油温水機器のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第1表

区 分				基準エネルギー消費効率
用 途	加 熱 形 態	給排気方式又は制御方式	区分名	
給湯用のもの	瞬間形		A	86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		B	87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		C	85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	D	85.3
		半密閉式	E	79.4
		密閉式	F	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オンーオフ制御	G	87.0
		オンーオフ制御以外のもの	H	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		I	84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		J	75.0
	伝熱筒のないもの		K	61.0

備考

- 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（日本産業規格S3031(2009)に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が200秒以内のものをいう。
- 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。

6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。

(2) 製造事業者等は、目標年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する石油温水機器のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。）を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値又は算定式により算定し小数点以下3桁を切り捨てた小数点以下2桁で表した数値をいう。）を同表に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。

第2表

区分			基準エネルギー消費効率又はその算定式	
区分名	用途	加熱方式		
I	給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	$\eta = 89.68 \times \beta_{Ii}$
II			貯湯式急速加熱形	$\eta = 76.88$
III		浴用あり	瞬間形	$\eta = 90.01 \times \beta_{IIIi}$
IV			貯湯式急速加熱形	$\eta = 76.07$
V	暖房用のもの	貯湯式急速加熱形	$\eta = 87.06 \times \beta_{Vi}$	

備考

1 η は次の数値を表すものとする。

η : 基準エネルギー消費効率（単位 パーセント）

2 β_{Ii} は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		β_{Ii}
構造名	構造	
I-1	圧力噴霧式	0.9585

I-2	その他	1.0000
-----	-----	--------

3 β_{mi} は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		β_{mi}
構造名	構造	
III-1	圧力噴霧式	0.9492
III-2	その他	1.0000

4 β_{vi} は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

構造の種類		β_{vi}
構造名	構造	
V-1	オンーオフ制御式（従来型に限る。）	1.0051
V-2	その他	1.0000

5 「圧力噴霧式」とは、日本産業規格S3031(2009)の4.1の表2の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。

6 「オンーオフ制御式」とは、日本産業規格S2091(2013)の4.4のe)の3)の制御及び制御装置に規定するオンーオフ制御の方式の機器をいう。

7 「従来型」とは、日本産業規格S2091(2013)の4.4のa)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

1-2 判断の基準の特例

1-1(2)において、基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下「未達成区分」という。）を有する場合であって、各区分の石油温水機器のエネルギー消費効率を出荷台数により加重して調和平均した数値が、各区分の基準エネルギー消費効率を出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らない場合は、当該未達成区分については、第2表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

2 表示事項等

2-1 表示事項

石油温水機器のエネルギー消費効率（1—1(2)のエネルギー消費効率をいう。以下2—1において同じ。）に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名又は形名

ロ 区分名

ハ 構造名（1—1(2)の第2表の左欄に掲げる区分名がⅠ、Ⅲ又はⅤであるものに限る。）

ニ エネルギー消費効率

ホ 製造事業者等の氏名又は名称

2—2 遵守事項

(1) 2—1のニに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をパーセントの単位で小数点以下1桁（小数点以下2桁切り捨て）まで表示すること。

(2) 2—1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び石油温水機器ごとに、見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

3 エネルギー消費効率の測定方法

(1) 1—1(1)のエネルギー消費効率は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

① 1—1(1)の第1表の左欄に掲げる区分の用途が給湯用のもののエネルギー消費効率は、日本産業規格S3031(2009)の6燃焼試験に規定する連続給湯効率試験方法により測定した熱効率とする。

② 1—1(1)の第1表の左欄に掲げる区分の用途が暖房用のもののエネルギー消費効率は、日本産業規格S3031(2009)の6燃焼試験に規定する暖房効率試験方法により測定した熱効率とする。

③ 1—1(1)の第1表の左欄に掲げる区分の用途が浴用のもののエネルギー消費効率は、日本産業規格S3031(2009)の6燃焼試験に規定する湯沸効率試験方法により測定した熱効率とする。

(2) 1—1(2)のエネルギー消費効率は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

① 1—1(2)の第2表の左欄に掲げる区分名がⅠ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格S2075(2011)に規定する方

法により測定し、同規格附属書Bにより算出したモード熱効率とする。

- ② 1—1(2)の第2表の左欄に掲げる区分名がVであるもののエネルギー消費効率は、日本産業規格S3031(2009)の6 燃焼試験に規定する暖房効率試験方法により測定した熱効率とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、2の規定は、平成16年1月1日から施行する。

改正文 (平成一六年一月二二日経済産業省告示第八号) 抄

公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二九日経済産業省告示第五八号)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号)

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。ただし、第一条(工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。)、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2—2)の④のウ、同(5)の(5—2)の④のイ及び同(6)の(6—2)の④のウの改正規定に限る。)、第二条から第八条まで(題名の改正規定に限る。)第十条、第十一条(エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1—1の改正規定を除く。)及び第十二条から第三十条まで(題名の改正規定に限る。)の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号)

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和三年四月一九日経済産業省告示第九八号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、令和五年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。